

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）</p> <p>第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 相続財産に属する株券等（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）</p> <p>七～十一（略）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第九条の三第一項本文に規定する公告（法第二十七条の三第一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告によって行われる場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告によって行われる場合には当該公告を掲</p>	<p>（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）</p> <p>第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 相続財産に属する株券等（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものと見なされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）</p> <p>七～十一（略）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第九条の三第一項本文に規定する公告（法第二十七条の三第一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙によ</p>

載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2・3 (略)

り行わなければならない。ただし、令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の合計の割合を乗じる方法(当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2・3 (略)